

○機構集積協力金説明会概要

▼平成 27 年度予算

- ・ 県基金残高 約 2.9 億円 . . . ①
- ・ 滋賀県は、基金残高のみで今年度の国からの配分は無し

▼要望額

		配分予定
・ 地域集積協力金	442,764 千円 (59 地域)	→ 20 地域
・ 経営転換協力金	518,500 千円 (1,332 戸)	→ 279 戸
・ 耕作者集積協力金	28,820 千円 (283 筆)	
合計	990,084 千円 . . . ②	

* 不足額 ②－①＝700,084 千円

▼県の配分割合

- ・ 地域集積協力金 143,176,809 円 (48.7%)
- ・ 経営転換協力金 (配分順位 1 位のみ) 142,032,140 円 (48.3%)
- ・ 耕作者集積協力金 (配分順位 1 位のみ) 9,034,851 円 (3.1%)

▼県の配分割合で交付した場合の不足額

- ・ 地域集積協力金 442,764,400 円 — 143,176,809 円 = 299,587,591 円
- ・ 経営転換協力金 (配分順位 1 位の場合)
266,400,000 円 — 142,032,140 円 = 124,367,860 円
< (配分順位 2 位を含めた場合) 518,500,000 円 — 142,032,140 円 = 376,467,860 円 >
- ・ 耕作者集積協力金 (配分順位 1 位の場合)
13,924,000 円 — 9,034,851 円 = 4,889,149 円
< (配分順位 2 位を含めた場合) 28,820,000 円 — 9,034,851 円 = 19,785,149 円 >

◎野洲市の状況

- ・ 地域集積協力金 平成 27 年度は該当なし
- ・ 経営転換協力金 対象者 45 人中 27 人が交付されない状況
金額 8,500 千円の不足
(経営転換協力金対象者の機構貸付予定下限面積 6,437 m²)
- ・ 耕作者集積協力金 対象者 16 人(配分順位 1 位 8 人、配分順位 2 位 8 人)
(借り手とのマッチング後に決定されるので、今回の説明会では配分予定者は示されなかった)
- ・ 昨年度は国の補正予算がつき全対象者に交付されたが、今年度は現時点では未定

滋 農 経 第 7 2 2 号
平成 27 年(2015 年) 9 月 9 日

野洲市 環境経済部 農林水産課長 様

滋賀県農政水産部農業経営課長

平成 27 年度における機構集積協力金（経営転換協力金および地域集積
協力金）の配分の予定について（通知）

平素は、県農政とりわけ農地中間管理事業の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し
上げます。

さて、貴市町における「平成 27 年度 機構集積協力金 事業計画」については、「平
成 27 年度における機構集積協力金の配分基準について」に基づき、別添のとおり経営
転換協力金（配分順位 1 位）の配分予定者（戸）および地域集積協力金の配分予定地域
を内定しましたのでお知らせします。つきましては、貴市町においては、各協力金の事
業計画を提出された農業者等へ御連絡願います。

なお、今後、貴市町において農用地利用集積計画の決定に向けての調整が行われるな
かで、各協力金の配分要件を満たさなくなった場合は、該当の配分予定者（戸）および
地域の配分予定を取り消すことがありますので、農業者等へもあらかじめ伝えていただ
きますようお願いいたします。

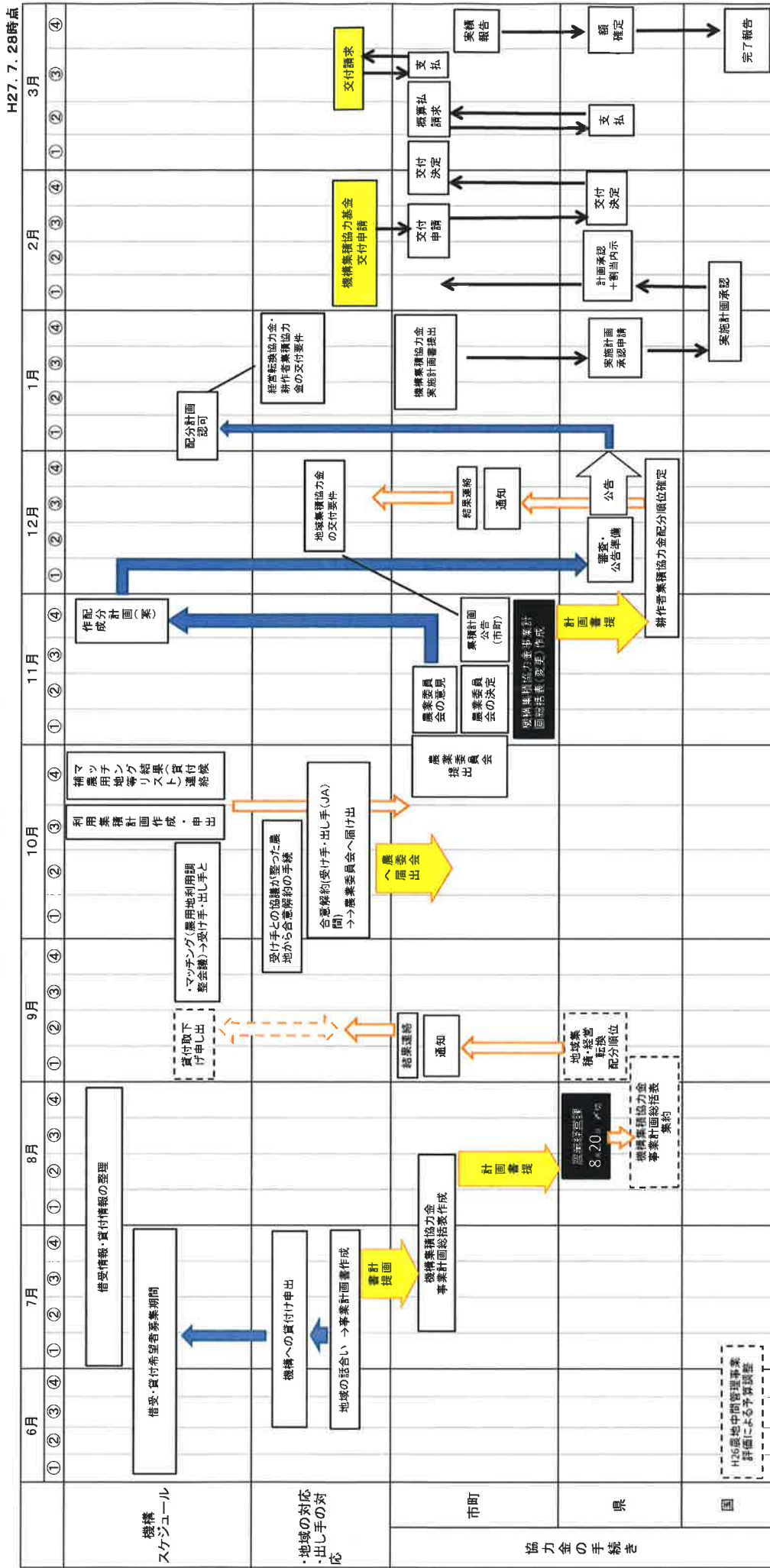
また、耕作者集積協力金の配分予定者の内定については、農地中間管理機構（公益財
団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）が開催する農用地利用調整会議後に事業計画総
括表を改めて提出いただいた後といたします。

引き続き、機構集積協力金交付事業の円滑かつ適正な実施について御協力いただきま
すように重ねてお願いいたします。

[担当] 農業経営課 管理係 橋本、森本 TEL:077-528-3831 FAX:077-528-4882

H27年度における機構手続と機構集積協力金スケジュール予定

※市町農用地利用業積計画の公告、県農用地利用配分計画の公告時期は、最も早い時期のものを記載しています。



H27.7.28時点

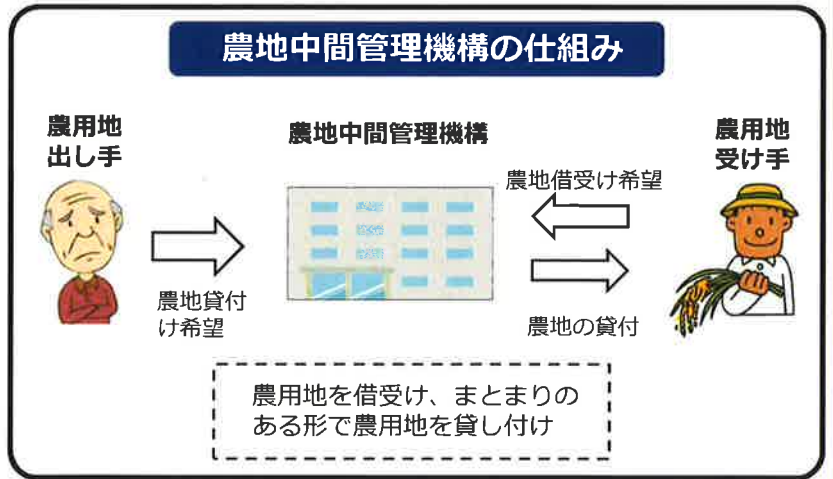
～平成27年度に機構集積協力金の交付申請を予定されている方へ～

機構集積協力金と 平成27年度における配分基準について

○機構集積協力金と配分基準策定の趣旨

国の「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の改正(H27.4.9)を受け、県では担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から以下のとおり平成27年度における機構集積協力金の配分基準を定めました。

平成27年度より、農地中間管理機構に農地を貸し付けた農地の所有者等は、県で定めた機構集積協力金の配分基準に沿って予算の範囲内で交付を受けることとなります。



①経営転換協力金と配分基準について

1 交付対象者

- 以下のいずれかに該当する農地の所有者
- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 - ・リタイアする農業者
 - ・農地の相続人で農業経営を行わない者

<交付対象とならない場合>

- ・遊休農地の所有者
- ・過去に経営転換協力金の交付を受けた者及びその相続人
- ・当該年度に耕作者集積協力金の交付を受けた者

2 交付要件

全て※1の自作地※2,3を10年以上機構に貸し付け、かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられること。

※1 10a未満の自作地は除くことができます。

※2 減少した農業部門以外の作物を栽培する自作地を除きます。

※3 機構を介さず、新規に集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象。

3 交付単価

0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	50万円/戸
2.0ha超	70万円/戸

※自作地とは…

機構に貸し付けた日の1年前の時点から所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理(農作業の委託(特定農作業委託を含む。))を含む)を行っていた農地

4 配分基準

以下の配分基準に沿って、予算の範囲内で交付を行います。なお、経営転換協力金の申請を予定される方は、「貸付希望農用地等の機構への申出書」の提出に併せて、別に定める必要書類と耕作状況の分かる書類を提出していただくようお願いいたします。

順位	対象となる者および配分
1	<ul style="list-style-type: none"> ・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者(麦・大豆等の期間借地により本年度には耕作を行っていない者を含む)および機構を介さず新規に集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結する者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積または新規に集落営農と特定農作業委託契約を締結した面積の大きい順とする。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行わず、特定農作業委託により農地の適正な管理を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。

② 耕作者集積協力金と配分基準について

1 交付対象農地

- a 機構の借受農地に隣接する農地
- b 公表された借受希望者の経営する農地に隣接する農地
(同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含まれます。)
- c 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地

4 交付単価

年度	H26年度 H27年度	H28年度 H29年度	H30年度
交付額	2万円/10a	1万円/10a	0.5万円/10a

5 配分基準

以下の配分基準に沿って、予算の範囲内で交付を行います。なお、耕作者集積協力金の申請を予定される方は、「貸付希望農用地等の機構への申出書」の提出に併せて、別に定める必要書類と耕作状況の分かる書類を提出していただくようお願いします。

順位	対象となる者および配分
1	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用権を有している者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者。 ・農地の所有者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行わず、特定農作業委託により農地の適正な管理を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。

2 交付対象者

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が機構に農地を貸し付ける際に当該農地の利用権を有する者

3 交付要件

交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

例

対象農地
a~c

A法人	b			機構
		a'		機構
c	c		a	機構

- a : 機構の借受農地に隣接 (a' : 隣接の隣接)
- b : 公表された借受希望者(A法人)が経営する農地に隣接
- c : 2筆以上隣接・接続する農地

③ 地域集積協力金と配分基準について

1 交付対象地域

市町村内の「地域」
※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
(貸付割合は、6月と12月末時点で判断)

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価(下表)を機構への貸付面積に乗じた金額を交付。



年度	H26年度 H27年度	H28年度 H29年度	H30年度
貸付割合			
2割超5割以下	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a
5割超8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
8割超え	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

※地域集積協力金は、地域が市町・県と相談の上、地域農業の発展に資すると思われる目的に使用することができます。

4 配分基準

以下の配分基準に沿って、予算の範囲内で交付を行います。なお、地域集積協力金の申請をされる場合は、地域で必要書類をまとめて提出していただくようお願いします。

ア. 交付対象

当該地域の担い手(人・農地プランの中心経営体、認定農業者、集落営農法人等)への農地の集積面積・集約面積が増加する場合は、交付対象とします。

イ. 地域集積協力金の優先順位

地域の農地集積・集約面積の増加率※1が高い地域から予算の範囲内で優先的に配分します。なお、増加率が同じ場合は、増加面積が大きい順に配分します。

$$\text{※1 増加率(\%)} = \frac{(\text{農地集積の増加面積}^{\text{※2}}) + (\text{利用権交換による集約化面積}^{\text{※3}})}{(\text{地域の農地面積})} \times 100$$

※2 機構への貸し付けにより、新たに権利設定される面積。

担い手(集落営農組織等)への特定農作業受委託契約による農地の利用は、既に農地が集積しているものとして取り扱うことから「農地集積の増加面積」に算入しません。

※3 人・農地プランに基づき、担い手相互間または担い手・非担い手間で利用権の交換を行う場合の交換する農地面積。



貸付希望農用地等の機構への申出書 記入方法

○所有者が亡くなっている場合は、相続人代表で申出してください。

○貸付希望農用地等の機構への申出書（別記様式第2号）

- ア) 電話番号は、日中、連絡がとれる連絡先の電話番号（携帯電話番号）を記入ください。
- イ) 農用地等の貸付申出の確認事項1～8は、一読頂きご承諾ください。

○貸付希望農用地明細書（別記様式第2-1号）

1. 貸付希望者名（所有者）

- ・署名（記名）と押印をお願いします。

2. 貸付後の農業経営

- ・今後の農業経営について、次の1. 2. のいずれかに該当する場合は、○をしてください。
 - 1. リタイヤ（離農）する
 - 2. 経営内容の変更（例 米・野菜 → 野菜）

3. 貸付希望農用地

ア) 「農用地等の所在地・面積・地目・内容等」

- ・所在地は、農地台帳（写）に記載されているとおりに記入ください。
- ・面積は、㎡単位で、また、地目は、現況地目を記入してください。
（面積は、一部貸借の場合のみ（ ）に記入ください）

イ) 「農用地等の内容」

- ・現在、賃借権又は使用貸借権の設定している場合は、“あり” ○印をつけてください。

賃借権等設定されている農地は、現在設定されている賃借権又は使用貸借権の合意解約の手續が必要となりますので、後日、地元市町農業委員会へ相談下さい。

ウ) 「貸付の希望」

- ・貸付年数は、10年以上としてください。

出し手に対する支援 経営転換協力金・耕作者集積協力金の場合は10年以上の貸付が必要です。

農業者年金 経営移譲年金受給者の場合は10年以上の貸付が必要です。

- ・希望賃料は、貸付希望農用地と整備状況等が同程度のほ場賃料を考慮して記入ください。

○添付資料

ア) 当該農地の所在地・面積等がわかる資料

- ・農地台帳（写）

イ) 貸付希望農用地位置図（地番がわかる程度の地図）

ウ) 農地利用図（人・農地プランを作成されている区域は、必要）

(別記様式第2号)

貸付希望農用地等の機構への申出書

平成 年 月 日

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金理事長 様
(市町・JA 経由)

〒

住所

フリガナ

氏名



電話番号

携帯電話番号

私は、下記の事項に承諾のうえ、別紙（別記様式第2-1号）に記載する農用地等を貸付希望農用地として申出します。

記

1. 本申出のあった日から、借受希望者（受け手）への権利設定（県の認可公告）が出来るまでの間は自ら農用地等を維持管理すること
但し、借受希望者（受け手）から申出があった場合は、この限りでない
2. 借受希望者（受け手）が見つからない場合は、機構は借受できないこと
3. 借受希望者（受け手）の選定は、機構に一任すること
※機構が取得する農地中間管理権とは、民法の規定に関わらず、貸主の承諾を得ることなく貸し付けることができます。（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項）
4. 本申出書に記載の情報は、必要に応じ、農地中間管理事業に係る機関、団体、借受希望者（受け手）、関係集落へ「情報提供」すること
5. 機構が農用地を借受け（市町における農用地利用集積計画公告）後、2年を経過しても当該農用地の借受希望者が見つからなかった場合は、貸借契約を解除すること
6. 貸付希望農用地に関する情報を滋賀県農業共済組合他から情報提供を受けること
7. 仮登記、担保設定内容等によって借受出来ない場合があること
8. この申出書の有効期間は、年度末とすること